

令和4年度 入札監視委員会議事概要

九州防衛局

開催日及び場所	令和4年9月13日（火） 福岡第2合同庁舎2階 共用第2・3会議室		
委員	牧角 龍憲（大学名誉教授）	松藤 泰典（大学名誉教授）	
	諏佐 マリ（大学准教授）	柴田 祐二（公認会計士）	
	徳永 響（弁護士）		

I 地方防衛局等が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	令和4年4月1日 ～ 令和4年6月30日			
審議対象件数	82件			
1. 入札状況について（入札参加資格の設定及び落札者決定の経緯等について）				
抽出件数	3件	（審議概要） 1 建設工事等発注実績について 2 指名停止の措置状況について 3 談合疑義案件情報について 4 低入札価格調査情報について 5 抽出事案について		
建設工事	一般競争 （政府調達協定対象）			1件
	一般競争 （政府調達協定対象外）			0件
	随意契約			0件
建設コンサルタント業務等	2件			
	意見・質問	回 答		
○ 委員からの意見・質問	【建設工事等発注実績について】 特に意見なし			
○ それに対する回答等	【指名停止の措置状況について】 特に意見なし			
	【談合疑義案件情報について】 該当案件なし			
	【低入札価格調査情報について】 特に意見なし			

	意見・質問	回答
<p>○ 委員からの意見・質問</p> <p>○ それに対する回答等</p>	<p>【抽出事案について】</p> <p>1 〔馬毛島(R4)駐機場舗装等工事(その2)〕 一般競争(政府調達協定対象)</p> <p>・入札を3回目まで実施し、最終的に1者応札となった経緯を説明してください。</p> <p>・今回参加されているような大手企業が施工体制の審査に必要な追加資料を提出しないということがあるのですか。</p> <p>・3者中2者が調査基準価格以下で受注できるといっているのであれば、予定価格の設定が高すぎるのではないですか。</p>	<p>・本件の入札には4者が参加しましたが、うち1者が工事費内訳明細書の提出漏れにより入札無効となり、残りの3者で入札を行いました。</p> <p>1回目の入札において調査基準価格を下回った2者に対し、施工体制の審査に必要な追加資料の提出を求めましたが、資料が提出されなかったため同2者の入札を無効としました。</p> <p>その後、1回目の入札において予定価格を超過していた残りの1者と2回目の入札を行いました。2回目の入札においても予定価格を超過していたため、3回目の入札を行いました。</p> <p>・施工体制確認型総合評価落札方式で、調査基準価格を下回って入札を行った場合、施工体制評価点の満点を取ることが難しく、結果落札できる可能性が低いため、資料提出を辞退しているものと考えます。</p> <p>・本件は離島での工事であり、一般的な地域と現場条件等が異なるため、発注者の積算価格と実勢価格の間に乖離が生じることが予測されました。このため、見積を活用する積算方式(見積活用方式)を適用し、競争参加資格確認申請者から直接工事費と共通仮設費(積上)について記載した見積書を徴収し、妥当性が確認された見積の平均値を積算価格に反映させたものです。</p>

	意見・質問	回答
<p>○ 委員からの意見・質問</p> <p>○ それに対する回答等</p>	<p>・なぜ平均値をとったのですか。</p> <p>・業者の見積価格を参考に予定価格を算定しているはずなのに、高いものがあつた場合、平均すると予定価格が高くなり、調査基準価格も高くなる。結果として、調査基準価格を下回つた業者は施工体制評価点の満点を取ることが難しいため資料提出を辞退する。</p> <p>制度は理解できるのですが、調査基準価格が高すぎるとこのようなことが生じるため、何かしら融通がきくような制度上の対策を講じるべきだと考えます。</p> <p>2 [竹松(4)屋内訓練施設等新設建築設計] 一般競争（政府調達協定対象）</p> <p>・事業の概要を説明してください。</p> <p>・参加者が18者と多数だったのは何か要因があるのですか。</p> <p>・参加者が多いのは良いことですが、応募者が著しく多く見込まれる時は少し条件を厳しくすることも検討されていかと思われま</p>	<p>・見積を活用する積算方式（見積活用方式）の試行運用マニュアルにおいて、妥当性が確認できた見積価格が複数ある場合は、平均値を積算価格に反映させるよう定められています。</p> <p>・長崎県大村市に所在する竹松駐屯地に令和5年度末に第3水陸機動連隊が新編されるため、部隊運用に必要となる隊庁舎と屋内訓練施設（プール）を整備します。</p> <p>本件は、屋内訓練施設と隊庁舎の設計になります。</p> <p>・早い時期に発注したことにより多数の入札参加希望者が技術者の配置が可能であつたこと、比較的規模の大きく単純な施設の設計であることが応募者が多数となつた要因と考えます。</p> <p>・応募条件については、今後の入札の状況等を踏まえ工夫したいと思ひます。</p>

	意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員からの意見・質問 ○ それに対する回答等 	<p>3〔九州防衛局(4)防衛施設技術審査業務〕 一般競争（政府調達協定対象外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1者応札となった経緯を説明してください。 ・ 特殊性があるのですか。 ・ 業務名が防衛施設技術審査業務なので業者が特殊性が高いと考え、躊躇するのではないですか。一般的な技術審査であれば業務名を検討された方がいいと思われま 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件の書類をダウンロードした業者に対して聞き取りを行ったところ、慢性的な技術者不足のため、また、今後発注が予定されている別事案に技術者を確保しておくため、参加を見合わせたとのことでした。 また、他省庁で同じような業務を受注している業者に対して聞き取りを行ったところ、防衛施設の技術審査業務なので特殊性が高いというイメージだったとのことでした。 ・ 業務の内容は入札参加希望者から提出される技術資料の確認、分析、整理等で、一般的なもので特殊な業務ではありません。 ・ 検討したいと思います。
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>なし</p>	

2. 談合疑義案件の処理状況について			
談合疑義件数		0件	(審議概要) なし
工事	談合情報	0件	
	点検結果疑義	0件	
業務	談合情報	0件	
	点検結果疑義	0件	
		意見・質問	回答
○ 委員からの意見・質問 ○ それに対する回答等		なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	
3. 入札結果の事後的・分析結果について（公正入札調査会議への報告内容の確認等）			
審議概要		<ul style="list-style-type: none"> ・契約件数と落札率、応札率の分析 ・契約件数と一位不動・順位不動の分析 ・低入札、不調、不成立事案の分析 	
		意見・質問	回答
○ 委員からの意見・質問 ○ それに対する回答等		なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	